



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク

内閣府男女共同参画局は、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年にあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

広報啓発活動において活用することにより、地域や個人がより身近な問題として意識して頂くことを目指しています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

問い合わせ先

東郷町生活部くらし協働課 協働推進係

●TEL 0561(38)3111 ●FAX 0561(38)7933

ホームページ

<http://www.town.aichi-togo.lg.jp/>